

サービス内容及び重要事項説明書

デイサービスきねん

(地域密着型通所介護 第一号通所事業 通所介護相当)

医療法人 岐阜勤労者医療協会

住所 岐阜市祈年町1丁目24番地の3

電話 058-275-7195

FAX 058-272-9258

1 : デイサービスセンターとは

介護保険認定を受けた方及び第一号通所事業 通所介護相当によるサービスを受けられる方を送迎し、デイサービスセンターに来ていただきます。デイサービスセンターにて、入浴・食事・日常生活上の介護及び、機能訓練を行うサービスです。

2 : 一日の流れ

- 8 : 00～ お迎えにあがり、デイサービスセンターに到着
- 8 : 30～ 健康チェック・入浴・機能訓練・休憩
- 12 : 00～ 昼食・歯の手入れ（歯磨き・うがい）
- 13 : 00～ レクリエーション・機能訓練・休憩など
- 15 : 00～ おやつ
- 16 : 00～ 随時送り開始

3 : サービス内容

自立支援または社会的孤立感の解消・心身の機能の維持・ご家族の身体的精神的負担の軽減を行い、在宅生活を継続できるように機能訓練を実施致します。

- ・送迎 職員が安全に送迎します。リフト車（車椅子対応）や乗用車での送迎を行います。
- ・食事 一人一人の状況・状態に合わせた食事を提供します。必要な介助を行います。
- ・機能訓練 一人一人に合わせたリハビリ計画を作成しながら行います。
- ・入浴 要望に添った入浴方法で行います。車椅子での入浴も可能です。
- ・排泄 介護職員の誘導や介助で行います。
- ・健康チェック 体温測定・血圧測定・体調について確認を行います。変化があれば、家族の方に連絡をとり対応します。
- ・相談援助 生活相談員に何でも御相談下さい。

4 : 営業日・営業時間

- ・ 営業日は月曜日から土曜日。営業時間は 8 : 00～17 : 00

利用時間①8:50～12:00 ②8:50～13:00 ③12:50～16:00 ④08:50～16:00

5：休業日

- ・ 日曜日、ならびに 12 月 31 日から 1 月 3 日

6：利用料

- ・ 利用料金は介護報酬の告示上の額または岐阜市総合事業にあつては岐阜市が定める額とし、法定代理受領サービスであるときは、介護負担割合証の割合負担に応じた額をお支払いいただきます。詳細は別途表示します。

7：お支払い方法

原則 2 ヶ月遅れの口座引き落としとなりますので手続きをお願いします。

8：利用定員

定員 18 名

9：職員体制

利用者数に見合った配置をします。生活相談員 (3)・看護師 (3)・介護職員 (6) 機能訓練指導員 (3)・管理者 (1)。

勤務時間は常勤：午前 8：00～午後 5：00

非常勤：午前 8：00～午後 4：30

管理者：垣見勇磨

10：設備

浴室・食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室です。

11：ご利用にあたりご注意いただく事

- ・ デイサービスを休む場合はなるべく早めに（急な場合は朝 8 時 00 分までに）ご連絡下さい。入院された場合もご連絡下さい。
- ・ 持ち物には必ずお名前を書き、お薬や介護連絡手帳・着替え・タオル・バスタオル・ビニール袋・歯ブラシ など、持ち運びしやすい袋などに入れて下さい。
- ・ ご家族からの連絡事項などありましたら、お電話または送迎の職員にお申し付け下さい。または、「介護連絡手帳」にご記入下さい。
- ・ デイサービス内での物のやりとりはトラブルの元となりますのでおやめ下さい。
- ・ デイサービスの提供記録はご希望があれば開示いたします。お申し付け下さい。
- ・ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。
- ・ 現金及び貴重品・飲食物の持ち込みはご遠慮ください。

12：ご利用にあたってのお願い

- ・ サービス担当者会議や居宅訪問時など、ご自宅に伺った際のお茶やお菓子など、お心付けなどは一切ご不要です。その際、喫煙もご遠慮ください。
- ・ 見守りカメラの設置、職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けてください。
- ・ 送迎時や訪問時、ペットをゲージに入れる、リードにつなぐなどの配慮をお願いします。
- ・ 飲酒してからのデイサービスご利用はやめてください。
- ・ 敷地内禁煙です。デイサービス敷地内での喫煙は止めてください。

13：サービス利用にあたっての禁止事項について

- ・ 事業者の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- ・ パワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの行為。
- ・ サービス利用中に職員の写真や動画撮影・録音等を無断でSNS等に掲載する事。

14：苦情相談窓口について

苦情につきましては何なりと苦情受付担当者までお申し付け下さい。

電話 058-275-7195

苦情受付担当者 増田純也 苦情解決責任者 垣見勇磨

受付時間 デイサービス営業日の午前8:00～午後5:00

※当事業所にお申し付けにくい場合は担当居宅介護支援専門員にお伝えください。

※責任者（担当者）が不在の場合でも他の職員で対応させていただきます。その際は、内容がきちんと責任者に伝達されるように徹底します。

※各市町村及び県の苦情相談窓口のご紹介

- ・ 岐阜市役所 介護保険課 岐阜市司町40番地1 058-265-4141（代表）

受付時間 午前8:45～午後5:30

（土・日曜日 祝日 12/29～1/3を除く）

- ・ 岐南町役場 保険年金課 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地

電話：058-247-1321

受付時間 午前8時30分から午後5時15分

（土・日曜日 祝日 12/29～1/3を除く）

- ・ 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係

郵送、来所：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館

電話：058-275-9826 FAX 058-275-7635

受付時間 月曜～金曜 午前9:00～午後5:00

（12/29～1/3を除く）

15：守秘義務

職員は、業務上知り得た本人・ご家族の情報は決して外部に漏らすことのないように致します。退職後も同様と誓約書で確認を行っています。

16：緊急時等の対応

利用中に具合が悪くなった時は直ちに主治医や家族の方と相談し対応します。また、緊急性の高いと判断した場合は華陽診療所にて救急対応させていただきます。華陽診療所での救急対応が難しい場合には救急車を手配することもあります。

17：事故発生時の対応

事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係わる居宅介護支援専門員等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

18：サービス担当者会議等への情報提供の同意について

介護保険のサービス担当者会議等において、よりよい介護サービスが提供されるよう、本人の日常生活の様子・病状・介護状況などの個人情報の提供についての同意を御願ひ致します。また、ご家族の個人情報の提供についても同意をお願いいたします。

19：サービス提供地域

岐阜市・岐南町

(サービス提供地域によってはご相談させていただく場合もございます)

連絡先 不明な点については、お電話下さい。

058-275-7195